

質問に対する回答について
工事名) 仙台南部道路 R 4 仙台東管内舗装補修工事

質問事項と回答

番号	質問事項	回答
1	<p>交通規制工について</p> <p>特記仕様書 P.12 「10.貸与品に関する事項 10-1 貸与品」について、 「ただし、関連工事との調整により、標識車及び交通規制標識類が不足し貸与が困難となり、監督員が標識車及び交通標識類の調達を指示した場合、受注者はその指示に従うものとし、これらに要する費用については、監督員と受注者とで協議し定めるものとする。」</p> <p>との記載がありますが、設計図(77/95「交通規制工詳細図(1)」)では、『人がいます』看板等の『更なる安全対策』以外は、受注者が調達するように記載されています。入札段階では設計図記載の通りと考え『規制標識』～『全方位照明設備』までを受注者調達とするのか、特記仕様書に従い『規制標識』～『自発光ラバーコーン』までは『別途協議』と考え受注後に新単価とするのか、ご教示願います。</p>	<p>特記仕様書 P.12 「10.貸与品に関する事項 10-1 貸与品」は、規制機材の全般について、当初貸与していたものが貸与困難となった場合の対応を記載しているものです。</p> <p>本工事における具体的な規制機材の貸与・受注者調達の区分については、設計図(交通規制工詳細図)に記載のとおりです。</p>
2	<p>交通規制工について</p> <p>数量明細書(6/20)において、仙台東部道路 岩沼 IC～仙台空港 IC №.25～№.28 及び№.33 の交通規制が計上されておりません。ご確認願います。</p>	<p>交通規制の計上漏れではなく、以下のとおりいずれも他の工区と同一規制内での施工となります。</p> <p>No.25・27 ⇒ No.29 と同一規制内 No.26・28 ⇒ No.30 と同一規制内 No.33 ⇒ No.31 と同一規制内</p>